

平成31年度留学生受入れ促進プログラム予約制度（大学推薦）  
渡日前入学許可制度・予約者募集要項

独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）は、平成31年度留学生受入れ促進プログラム予約制度（大学推薦）渡日前入学許可制度・予約者を下記により募集する。

※なお、この募集は、平成31年度予算の成立を前提に行うものである。

1. 趣旨

留学生受入れ促進プログラム予約制度（大学推薦）は、我が国の大学院、大学学部、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）に渡日前入学許可により入学予定の、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である私費外国人留学生に対し、文部科学省外国人留学生学習奨励費（以下「学習奨励費」という。）の予約者として決定することにより、渡日及び進学後の経済的不安を緩和し渡日前入学許可の促進に寄与するとともに、学習効果を一層高めることを目的とする。

2. 渡日前入学許可制度の定義

渡日前入学許可制度とは、外国人留学生の入学選考に際し海外から直接応募を受け付け、入学するまでの間、入学選考のために一度も応募者を渡日させることなく可否を判定し、入学を許可する制度のことをいう。

3. 学習奨励費給付月額及び給付期間

(1) 給付月額

48,000円（大学院レベル・学部レベル）（予定）

(2) 給付期間

【春季採用】

原則として、受給者として決定した年度の4月分から翌年の3月分までの間の12か月を超えない期間とし、1か月を単位として給付する。

【秋季採用】

原則として、受給者として決定した年度の10月分から翌年の3月分までの間の6か月を超えない期間とし、1か月を単位として給付する。

4. 渡日前入学許可制度による予約枠（大学推薦）の区分及び推薦可能大学等

予約枠の区分	推薦可能大学等
(1) 一般予約枠（大学院レベル）	大学院において渡日前入学許可制度を行っている大学
(2) 日本留学試験利用予約枠 （学部レベル） ※本予約枠により推薦される者は、日本留学試験を海外で受験していること。	<p>【春季採用】 日本留学試験利用渡日前入学許可校（2018年10月1日現在）として、機構留学試験課に登録している大学等</p> <p>【秋季採用】 日本留学試験利用渡日前入学許可校（2019年4月1日現在）として、機構留学試験課に登録している大学等</p>
(3) 英語コース予約枠 （学部レベル）	英語による授業のみで学士・準学士の学位等を取得できる学部等を設置しており、当該学部等において渡日前入学許可制度を行っている大学等

## 5. 応募者の資格

### (1) 大学院レベル

#### 【春季採用】

我が国の大学の大学院に正規生として、渡日前入学許可により2019年4月に入学予定の私費外国人留学生

#### 【秋季採用】

我が国の大学の大学院に正規生として、渡日前入学許可により2019年9月又は10月に入学予定の私費外国人留学生

- (注) 本制度における「正規生」には、研究生、研修生、科目等履修生、専攻科生、別科生、聴講生、選科生等は含まれないものとする。
- (注) 学習奨励費受給者として採用されるためには、「13. 学習奨励費の受給条件等」に定める手続き等が必要。
- (注) ダブルディグリープログラム等で日本の大学等の入学許可を得た上、一定期間海外の大学等で教育を受け、春季採用においては2019年4月に、秋季採用においては2019年9月又は10月に渡日する場合の取扱いについては、別添Q&Aを参照のこと。

### (2) 学部レベル

#### 【春季採用】

我が国の大学の学部、短期大学、高等専門学校第3学年以上又は専修学校の専門課程にそれぞれ正規生として、渡日前入学許可（日本留学試験利用予約枠（学部レベル）については、日本留学試験利用渡日前入学許可）により2019年4月に入学予定の私費外国人留学生

#### 【秋季採用】

我が国の大学の学部、短期大学、高等専門学校第3学年以上又は専修学校の専門課程にそれぞれ正規生として、渡日前入学許可（日本留学試験利用予約枠（学部レベル）については、日本留学試験利用渡日前入学許可）により2019年9月又は10月に入学予定の私費外国人留学生

- (注) 本制度における「正規生」には、研究生、研修生、科目等履修生、専攻科生、別科生、聴講生、選科生等は含まれないものとする。
- (注) 学習奨励費受給者として採用されるためには、「13. 学習奨励費の受給条件等」に定める手続き等が必要。
- (注) ダブルディグリープログラム等で日本の大学等の入学許可を得た上、一定期間海外の大学等で教育を受け、春季採用においては2019年4月に、秋季採用においては2019年9月又は10月に渡日する場合の取扱いについては、別添Q&Aを参照のこと。
- (注) 「日本留学試験利用予約枠」により推薦される者は、日本留学試験を海外で受験している必要がある。

## 6. 予約制度利用に当たっての渡日前入学許可制度の申請等

各大学等の長は、当予約制度を利用するに当たり、「4. 渡日前入学許可制度による予約枠（大学推薦）の区分及び推薦可能大学等」に定める予約枠の区分のうち該当するものについて、渡日前入学許可制度が設置されていることについての申請並びに当該制度による入学予定者数の報告及び予約枠希望数等の申請を、春季採用、秋季採用それぞれについて、機構理事長に行うこと。

## (1) 提出書類

### 【春季採用】

- ①「平成31年度留学生受入れ促進プログラム予約制度（大学推薦）渡日前入学許可制度申請書【春季用】」（様式1-1）
- ②「平成31年度留学生受入れ促進プログラム予約制度（大学推薦）渡日前入学許可制度入学予定者数・予約枠希望数等内訳【春季用】」（様式1-2）
- ③「平成31年度留学生受入れ促進プログラム予約制度（大学推薦）渡日前入学許可制度確認表【春季用】」（様式1-3）

※様式の記入に当たっては、必ず記入例を参照すること。

※様式1-1については、公印を押印の上、紙媒体で提出すること。

※様式1-1、1-2、1-3は、入力したExcelファイルを分割せず、以下の受付ページから提出すること。

※Excelファイル名は「(貴学(校)の学校番号) 学校名 渡日前入学許可制度申請書(春季)」としてください。(例：「(100000) JASSO 大学 渡日前入学許可制度申請書(春季)」)

### 【受付ページURL】

[https://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantosh/study\\_j/scholarship/shoureihi/yoyaku\\_daigakusuisen.html](https://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantosh/study_j/scholarship/shoureihi/yoyaku_daigakusuisen.html)

- ④様式1-3へ記載された内容及び渡日前入学許可制度であることが確認できる募集要項等の資料。加えて、英語コース予約枠(学部レベル)を申請する場合は、英語による授業のみで学士・準学士の学位等を取得できる学部等が設置されていることが分かる資料も併せて添付する。

※資料は、該当部分を抜粋すること。添付資料の取りまとめ方等については、「平成31年度留学生受入れ促進プログラム予約制度（大学推薦）関係書類作成に係る留意事項等【春季用】」を参照すること。

※平成30年度春季に本制度に認定されている学部・研究科等については、制度認定通知(平成30年1月19日付学支国奨第337号)の写しを添付することにより、④の添付資料は省略可とする。ただし、様式1-3の内容確認に必要な場合、④の添付資料の提出を求めることがある。

※日本留学試験利用予約枠(学部レベル)に申請する場合は、機構留学試験課に日本留学試験利用渡日前入学許可校として登録されていることが条件であり、すでに募集要項を機構留学試験課に提出しているため、④の添付資料は不要とする。

### 【秋季採用】

- ①「平成31年度留学生受入れ促進プログラム予約制度（大学推薦）渡日前入学許可制度申請書【秋季用】」（様式1-1）
- ②「平成31年度留学生受入れ促進プログラム予約制度（大学推薦）渡日前入学許可制度入学予定者数・予約枠希望数等内訳【秋季用】」（様式1-2）
- ③「平成31年度留学生受入れ促進プログラム予約制度（大学推薦）渡日前入学許可制度確認表【秋季用】」（様式1-3）

※様式の記入に当たっては、必ず記入例を参照すること。

※様式1-1については、公印を押印の上、紙媒体で提出すること。

※様式1-1、1-2、1-3は、入力したExcelファイルを分割せず、以下の受付ページから提出すること。

※Excelファイル名は「(貴学(校)の学校番号) 学校名 渡日前入学許可制度申請書(秋季)」としてください。(例：「(100000) JASSO 大学 渡日前入学許可制度申請書(秋季)」)

### 【受付ページURL】

[https://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantosh/study\\_j/scholarship/shoureihi/yoyaku\\_daigakusuisen.html](https://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantosh/study_j/scholarship/shoureihi/yoyaku_daigakusuisen.html)

- ④様式1-3へ記載された内容及び渡日前入学許可制度であることが確認できる募集要

項等の資料。加えて、英語コース予約枠（学部レベル）を申請する場合は、英語による授業のみで学士・準学士の学位等を取得できる学部等が設置されていることが分かる資料も併せて添付する。

※資料は、該当部分を抜粋すること。添付資料の取りまとめ方等については、「平成31年度留学生受入れ促進プログラム予約制度（大学推薦）関係書類作成に係る留意事項等【秋季用】」を参照すること。

※平成30年度秋季に本制度に認定されている学部・研究科等については、制度認定通知（平成30年6月29日付学支国奨第79号）の写しを添付することにより、④の添付資料は省略可とする。ただし、様式1-3の内容確認に必要な場合、④の添付資料の提出を求められることがある。

※日本留学試験利用予約枠（学部レベル）に申請する場合は、機構留学試験課に日本留学試験利用渡日前入学許可校として登録されていることが条件であり、すでに募集要項を機構留学試験課に提出しているため、④の添付資料は不要とする。

## (2) 提出期限

【春季採用】 2018年12月7日（金） 17:00（必着）

【秋季採用】 2019年 6月3日（月） 17:00（必着）

※書類提出後の追加・変更は受け付けませんので、ご注意ください。

## (3) ホームページでの公表

貴学（校）が渡日前入学許可制度を実施している研究科・学部学科等で、かつ、春季採用、秋季採用それぞれについて、(1)により申請があり、機構から制度の認定を受けたものについては、原則として、本機構ホームページにて公表いたします。公表できない特別な理由がある場合は配慮いたしますので、様式1-1にその理由を記入してください。

## 7. 制度の認定及び推薦上限数の決定

機構理事長は、申請内容を確認し、本予約制度の対象となる渡日前入学許可制度として認定するとともに、予算の範囲内で大学等毎・機構が定める各予約枠の区分毎に予約枠推薦上限数を決定の上、申請のあった大学等の長に通知する。

【春季採用】 2019年1月下旬を目途に通知

【秋季採用】 2019年6月末を目途に通知

なお、予約枠推薦上限数の配分決定に当たっては、春季採用、秋季採用それぞれについて、文部科学省における戦略的な留学生交流の推進に関する検討会でとりまとめた「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略（報告書）」において設定された「重点地域」及び日本留学海外拠点連携推進事業（旧名称：留学コーディネーター配置事業）の対象国・地域からの平成30年度渡日前入学許可制度による採用実績、平成31年度の予約枠希望数を考慮する。

## 8. 予約内定者決定上の注意事項

文部科学省が発出した平成18年3月24日付け17文科際第217号「大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について」等に記されている大量破壊兵器等に関連する貨物・技術の違法輸出等に対する政府の対応方針及び平成21年11月24日付け21文科高第264号「大学及び公的研究機関における輸出管理について」に十分留意の上、大量破壊兵器等の製造・開発に転用される恐れのある研究分野及び外為法に抵触する可能性がある研究分野を希望する学生については、本人の研究計画及び学習背景について十分に確認し、推薦を行わ

ないこと。その際、経済産業省が発出する「外国ユーザーリスト」や「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス」等を活用すること。

また、別添「Q&A」の内容についても確認すること。

## 9. 予約者の内定

各大学等の長は、予約枠推薦上限数の範囲内で、各渡日前入学許可制度により、入学選考のために一度も応募者を渡日させることなく入学を決定した者の中から、本制度による予約枠で推薦する者を審査の上、予約者として内定する。

また、各大学等の長は予約内定通知書（大学推薦）を発行し、各予約内定者に送付することができる。

## 10. 予約内定の取り消し

予約内定者が次の（１）～（４）までのいずれかに該当する場合、予約内定は取り消しとなる。この場合、本制度による予約枠で学習奨励費受給者としての推薦を行うことはできない。

（１）提出書類の記載事項に虚偽又は重大な過失による誤りが発見されたとき。

（２）【春季採用】予約内定者が2019年4月に、大学等に入学しなかったとき。

【秋季採用】予約内定者が2019年9月又は10月に、大学等に入学しなかったとき。

（３）予約内定者が、本予約制度の対象となる各渡日前入学許可制度によって入学しなかったとき。

（４）その他、予約内定者としての資格を失ったとき。

## 11. 予約枠推薦予定数の申請

各大学等の長は、春季採用、秋季採用それぞれについて、機構が定めた各予約枠の区分毎の推薦上限数の範囲内で、各渡日前入学許可制度による予約枠推薦予定数を機構理事長に申請すること。ただし、各予約枠について、「6. 予約制度利用に当たっての渡日前入学許可制度の申請等」で申請のない研究科・学部学科等からは、予約者を推薦することはできないので留意すること。

（注）予約枠推薦上限数は、各予約枠の区分間で流用することはできない。

例：「日本留学試験利用予約枠（学部レベル）」及び「英語コース予約枠（学部レベル）」で予約枠推薦上限数を5名ずつ配分されている場合、「日本留学試験利用予約枠（学部レベル）」のみに該当する者を10名推薦することはできない。この場合、「日本留学試験利用予約枠（学部レベル）」に該当する者5名以内、「英語コース予約枠（学部レベル）」に該当する者5名以内の推薦が可能。

なお、提出された予約枠推薦予定数と、実際の推薦数に大幅な相違がある場合は、次年度以降、予約枠推薦上限数の配分に影響することがある。

### （１）提出書類

#### 【春季採用】

・「平成31年度留学生受入れ促進プログラム予約制度（大学推薦）予約枠推薦予定数申請書【春季用】」（様式2）

※様式の記入に当たっては、必ず記入例を参照すること。

※様式2については、公印を押印の上、紙媒体で提出するとともに、入力したExcel ファイルを以下の受付ページからも提出すること。

※Excel ファイル名は「（貴学（校）の学校番号）予約枠推薦予定数（春季）」としてください。

(例：(100000) 予約枠推薦予定数 (春季))

【受付ページ URL】

[https://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantosha/study\\_j/scholarship/shoureihi/yoyaku\\_daigakusuisen.html](https://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantosha/study_j/scholarship/shoureihi/yoyaku_daigakusuisen.html)

【秋季採用】

・「平成31年度留学生受入れ促進プログラム予約制度 (大学推薦) 予約枠推薦予定数申請書【秋季用】」(様式2)

※様式の記入に当たっては、必ず記入例を参照すること。

※様式2については、公印を押印の上、紙媒体で提出するとともに、入力したExcel ファイルを以下の受付ページからも提出すること。

※Excel ファイル名は「(貴学(校)の学校番号) 予約枠推薦予定数 (秋季)」としてください。

(例：(100000) 予約枠推薦予定数 (秋季))

【受付ページ URL】

[https://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantosha/study\\_j/scholarship/shoureihi/yoyaku\\_daigakusuisen.html](https://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantosha/study_j/scholarship/shoureihi/yoyaku_daigakusuisen.html)

(2) 提出期限

【春季採用】 2019年2月15日 (金) 17:00 (必着)

【秋季採用】 2019年8月 9日 (金) 17:00 (必着)

※書類提出後の追加・変更は受け付けませんので、ご注意ください。

1.2. 予約枠推薦依頼数の通知

機構理事長は、各大学等から申請のあった予約枠推薦予定数を上限とし、本制度による予約枠推薦依頼数を決定し、各大学等の長に通知する。

【春季採用】 2019年3月下旬を目途に通知

【秋季採用】 2019年8月末を目途に通知

1.3. 学習奨励費の受給条件

【春季採用】

予約者として学習奨励費を受給するためには、平成31年3月下旬に公表予定の「平成31年度留学生受入れ促進プログラム (文部科学省外国人留学生学習奨励費) 募集要項」(ホームページ掲載予定) に定める条件を全て満たす必要がある。

【秋季採用】

予約者として学習奨励費を受給するためには、平成31年8月末に公表予定の「平成31年度留学生受入れ促進プログラム (文部科学省外国人留学生学習奨励費) (6か月採用) 募集要項」(ホームページ掲載予定) に定める条件を全て満たす必要がある。

※なお、学習奨励費を受給するための条件として、平成31年度から新たに語学要件 (日本語又は英語) を設ける予定である。

1.4. 予約者の決定等

(1) 予約者の推薦

【春季採用】

在籍大学等の長は、予約者として内定した者を、「平成31年度留学生受入れ促進プログラム (文部科学省外国人留学生学習奨励費) 募集要項」及び「平成31年度留学生受入

れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）に係る事務処理の手引き」等に基づき、本制度予約枠の学習奨励費受給候補者として推薦する。なお、推薦に当たっては、「12. 予約枠推薦依頼数の通知」で通知する予約枠の推薦依頼数を超えないこと。

#### 【秋季採用】

在籍大学等の長は、予約者として内定した者を、「平成31年度留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）（6か月採用）募集要項」及び「平成31年度留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）（6か月採用）に係る事務処理の手引き」等に基づき、本制度予約枠の学習奨励費受給候補者として推薦する。なお、推薦に当たっては、「12. 予約枠推薦依頼数の通知」で通知する予約枠の推薦依頼数を超えないこと。

#### (2) 予約者の決定及び学習奨励費受給者の決定

機構理事長は、各大学等から推薦のあった者について、予約者を決定する。また、機構に設置する留学生受入れ促進プログラム実施委員会の議を経て、学習奨励費受給者として決定し、併せて各大学等の長に通知する。

#### (3) 渡日前入学許可制度による入学者であることの確認等について

在籍大学等の長は、予約内定者が各渡日前入学許可制度によって入学した者であることを必ず確認の上、推薦すること。

機構及び関係機関等により書類等による報告を求め、その状況を実地調査することがあるので、その旨の連絡があった場合は適切に対応すること。なお、本制度に係る事務処理が適正に行われていない場合は、推薦依頼数等を減じることがあるので十分に留意すること。

#### 【参考】

「留学生受入れ促進プログラム 推薦依頼数又は採用数の削減に係る取扱基準」

「留学生受入れ促進プログラム 募集停止期間等の取扱基準」

#### 15. 個人情報の取扱いについて

提出書類に記入された個人情報は、学習奨励費予約者決定のために利用される。

この利用目的の適正な範囲内において、推薦者の情報が、大学等及び業務委託先に必要に応じて提供される。

また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、必要に応じて提供されるが、その他の目的には、利用されない。

#### 16. 各種書類等提出先及び照会先

独立行政法人日本学生支援機構 留学生事業部 国際奨学課 学習奨励費担当

電 話：03-5520-6030

FAX：03-5520-6031

住 所：〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1

※書類提出の際は、封筒の表に「留学生受入れ促進プログラム予約制度（大学推薦）渡日前入学許可制度申請書等在中」と朱書きし、簡易書留等配達記録が残る方法で送付すること。